（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第二百八条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条第一項並びに附則第四十五条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十章　文部科学省関係

（学校教育法の一部改正）

第二百九条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十三条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

第二百十条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第百十一条の二」を「第百十条第一項」に改める。

（教育職員免許法の一部改正）

第二百十一条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社会教育法の一部改正）

第二百十二条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（学校施設の確保に関する政令の一部改正）

第二百十三条　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「左に」を「次に」に、「六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

（文化財保護法の一部改正）

第二百十四条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第百九十三条及び第百九十四条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百九十五条及び第百九十六条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宗教法人法等の一部改正）

第二百十五条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第二十二条第三号

二　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四条第三項第二号

三　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項第一号ハ

四　著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第六条第一項第五号ニ

（ユネスコ活動に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）

第二百十六条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第十一条第一項第二号

二　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十二条第一号

（私立学校教職員共済法等の一部改正）

第二百十七条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第五十一条及び第五十五条

二　義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）第四条

三　原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二十四条

四　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十九条第一項から第三項まで、第百二十条の二から第百二十一条の二まで及び第百二十二条の二第一項

五　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第二十九条及び第三十条

六　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条、第三十三条、第三十七条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十一条及び第四十二条

七　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第十五条

八　独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十七条

九　独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十五条

十　独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）第十四条

十一　独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）第十五条

十二　国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十八条

十三　国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十八条

十四　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第二十二条

十五　独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）第十七条

十六　ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）第十六条から第十八条まで

十七　国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第四十一条

十八　国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第二十三条

十九　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第三十条

二十　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十九条

二十一　国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第二十四条

二十二　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十八条

二十三　独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十七条

二十四　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第二十六条

二十五　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第三十二条並びに附則第三十二条第一項及び第二項

二十六　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二十一条第一項

二十七　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第十七条

二十八　特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三号）第九条第一項

（技術士法の一部改正）

第二百十八条　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条第一項、第六十条及び第六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。